

北海道民医連・無料低額診療情報・No6

2020 年 4 月 3 日発行：北海道民医連社保広報部

<浦河町> 今年 4 月 1 日より

「無低事業に係る調剤処方費用扶助事業」を開始！

北海道内で 5 番目

- 苫小牧市・・・委任払い制度 市内の薬局が制度対象

対象期間は初診から 1 年間のため、過ぎると対象から外れます

- 旭川市・・・年間 12 か月 新年度に更新可 委任払い制度 市内薬局が対象
- 東神楽町・・・年間 12 か月 新年度に更新可 委任払い制度 市内薬局が対象
- 東川町・・・年間 12 か月 新年度に更新可 委任払い制度 市内薬局が対象

旭川市、東神楽町、東川町とも 12 か月です。そして、新年度でリセットされるので、引き続き補助の対象になります。

- 浦河町・・・期間の定めなし 委任払い・償還払い 町内の薬局が対象

浦河町は期間の定めがありません。



浦子保第 122 号
令和 2 年 3 月 24 日

浦河町内薬局管理者 様

浦河町長 池 田 拓
(公印省略)

無料低額診療事業に係る調剤処方費用扶助事業の開始について

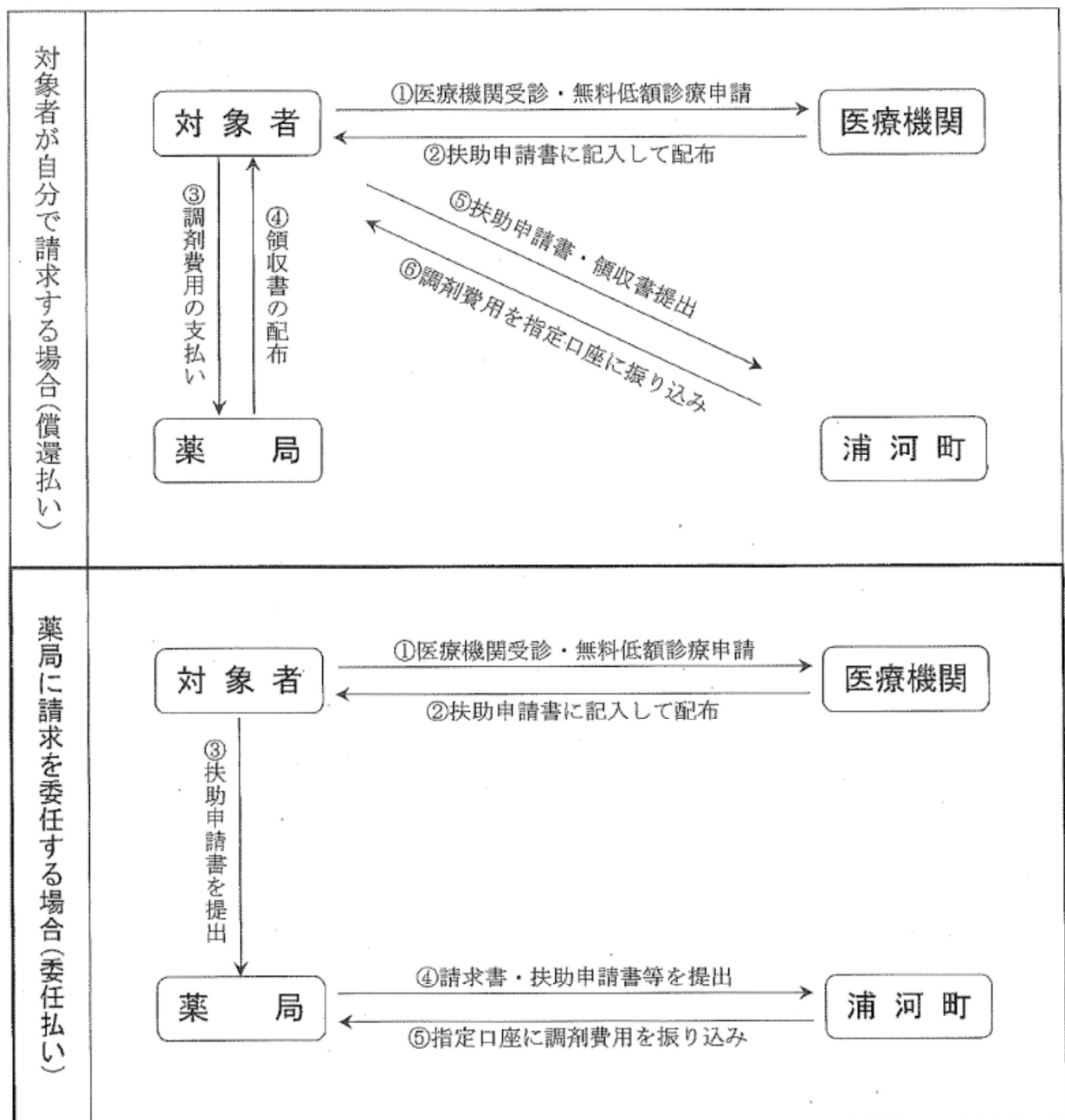
標記について、浦河町では無料低額診療事業の対象者に対し、調剤処方費用の扶助事業を令和 2 年 4 月 1 日より開始いたします。

この事業開始に伴い、事業の対象者が支払いする調剤処方費用について、各薬局で代理受領（委任払い）も可能となりました。

詳細につきましては、裏面の「無料低額診療事業に係る調剤処方費用請求の流れについて」をご参考にしていただき、代理受領が可能な薬局におかれましては、別紙の「無料低額診療事業調剤処方薬登録申請書」を令和 2 年 3 月 31 日（火）までに提出願います。

この「情報」道民医連の理事と社保委員、各法人の社保及び無低担当の皆様へ配信しています。

無料低額診療事業に係る調剤処方費用請求の流れについて



○無料低額診療事業とは？

経済的な理由などによる生計困難者のために、必要と認められた場合、都道府県の許可を受けた医療機関を受診された場合の自己負担金を免除又は減免するものです。

○薬局が調剤費用を請求するには？

委任払いをするためには、事前に浦河町に薬局登録が必要です。また、請求できる調剤費用は、無料低額診療事業を実施している医療機関が発行した処方箋のみになります。なお、委任払いする際の事務手数料等はありません。